

第3章 浜松市における道路建設に関わる諸計画の内容

3-1 第1次浜松市総合計画・はままつやらまいか創造プラン<2007-2014>から

浜松市は平成19年3月に「第1次浜松市総合計画・はままつやらまいか創造プラン<2007-2014>」を策定し、平成19年度から実施に入った。この総合計画は基本構想、都市経営戦略の2部から構成されている。基本構想の前提となる社会経済環境の変化を次のように説明している。

社会経済環境の変化

計画の目標年次となる平成26年(2014)を展望し、市政を取り巻く大きな社会経済環境の変化を、以下のように捉えます。

1 人口減少と少子高齢化

我が国は、出生率の低下や団塊の世代を頂点とする特異な人口構造により、諸外国に類を見ない速さで少子化、高齢化が進行しており、総人口についても、平成17年(2005)をピークに減少過程へ移行しました。人口減少、少子高齢社会の到来は、消費の縮小や労働力の不足による経済活力の低下を招くとともに、子育てや社会保障制度のあり方など、社会全般にわたって、今後大きな影響を及ぼすと懸念されます。こうした問題を社会全体の課題として受け止め、良好な住環境・就業環境づくり、男女共同参画などの総合的な政策の推移により、安心して子どもを生み育てられ、高齢者が生き生きと暮らすことができる環境の整備が必要です。また、教育環境の充実や青少年の育成などを通して、創造性に富んだ心豊かな人づくりを進め、都市の活力を維持発展させていくことが重要な課題となります。

2 グローバル化

21世紀は、情報技術の進歩や移動・通信手段の発達により、経済・文化・学術活動など多くの分野において、「人、もの、資本、情報」が国境を越えて活発に行き交う大交流地代と言われています。

こうした中、経済活動においては、成長著しいアジア諸国も交えた世界的な技術開発競争や低コスト化に向けた国際分業、最適地産地が進行しています。また、貿易における関税の撤廃をはじめ、経済取引の円滑化、経済制度の調和などを国家間で取り決める経済総合の動きも進むなど、国際的相互協力関係は、今後も一層深まっていくことが見込まれます。一方、文化や学術活動における国境を越えた交流は、学問や芸術面におけるレベルアップはもちろんのこと、異国文化の理解や国際平和にもつながっています。今後、本市においても、こうした経済、文化、学術活動におけるグローバル化への対応がますます重要となります。

3 地域環境問題

大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたこれまでの社会は、地球温暖化や砂漠化の進行、オゾン層の破壊、酸性雨、エネルギー問題など地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。また、ごみの不法投棄や土壌汚染、水質汚濁なども、将来に向けて解決しなければならない大きな課題となっています。21世紀は、「環境の世紀」と言われ、京都議定書などの地球規模での取り組みや、国内における事業者や消費者、市町村の役割分担を定めた各種リサイクル法の施行など、循環型社会の構築を目指し、国や地域間の協力・連携を図っていく必要があります。また、環境活動を通じて、市民一人ひとりが環境への意識を高め、日々の暮らしの中で環境問題に取り組んでいくことがますます重要になります。

4 揺らぐ安全・安心社会

近年、食の安全性に対する不安や、異常気象などの影響による世界的な食糧不足などの問題が深刻化し、安全な食料・食品の安定供給に向けた対策が必要となるとともに、「人」や「もの」の移動の高速化、広域化に伴い、致死率の高い感染症に対するまん延防止対策の確立が急務となります。また、国際的なテロの脅威が増す一方、国内においても悪質・巧妙化する凶悪犯罪が増加しており、防犯体制の強化など、治安に向けて取り組む必要があります。さらに、地震や津波などの大規模な自然災害が発生しており、本市においても、今後予測される東海地震などに備えた総合的防災力の向上と危機管理体制の構築が必要となります。

5 国、地方自治体への構造改革の要請

国、地方自治体の長期債務残高が年々増加する中、生産年齢人口の減少と高齢化の進展による社会保障関係費の増大など、財政事情はますます厳しくなると予想されており、効果的かつ効率的な行財政運営への転換が急務となっています。また、社会経済環境の変化がもたらす個人の価値観の多様化や、より質の高い暮らしへの欲求などを背景に、行政需要は今後も増加することが予想され、官と民、国と地方自治体の関係において抜本的な構造改革が求められています。こうした中、地方分権の観点から自治体の自立的な財政運営を促進する三位一体の改革が進んでおり、地方制度改革の一環として、広域自治体のあり方を見直す道州制の検討も進められています。本市においても、自立した地域社会づくりに向けて行政の効率化に向けた行財政改革が求められるとともに、市民と行政との役割分担と協働が一層期待されています。

各分野の将来像

1 産業経済分野

世界に誇る産業創造都市

本市の多彩な産業の持続的成長を図るとともに、次代につながる人材、技術、産品、サービスなどを創造し続け、国内はもとより世界にも誇れる都市を目指します。

2 教育、文化、スポーツ分野

個性、感性、世界性がきらめく文化創造都市

「やらまいか精神」と称される進取の気性をはぐくんできた歴史や文化、風土、自然など浜松固有の地域文化の中で、一人ひとりが個性や感性を磨き、自己の世界を広げるとともに、常に新しい分野や領域に積極的に取り組む市民が育つ都市を目指します。

3 防災、市民生活分野

協働で築く安全・安心都市

本市の防災、市民生活を支える地域社会を確立するため、市民や市民活動団体など様々な主体との連携・協働により、予想される東海地震など災害に強い組織・人づくりや防災体制の充実・強化をはじめ、日常生活での様々な社会問題への対応、さらには外国人市民を含めた地域住民全体の相互理解などを進めることで、安全・安心な都市を目指します。

4 環境分野

水と緑と光が響きあう環境共生都市

「環境の世紀」と言われる21世紀において、本市は、生命の源である清らかな「水」、それをはぐくむ「緑」、また、豊かな日照量などに代表される温暖な気候や、市民の生活と未来を象徴する「光」が持続可能な形で伸びゆく、水と緑と光が響きあう都市を目指します。

5 健康、福祉分野

健やかな心身と思いやりをはぐくむ共生都市

保健、医療、福祉の連携を強化することで、すべての人が生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができる、市民主体の福祉のまちづくりを進めます。そして、住み慣れた地域で共に生きることができる、健やかな心身と思いやりをはぐくむ都市を目指します。

6 都市・生活基盤分野

多彩な魅力に出会える快適空間都市

基盤整備の充実により、活発な都市活動と快適な市民生活が営まれ、市民が真に住み良さと豊かさを実感すると共に、市内外の交流から新たな価値を生み出すことで、多彩な魅力に出会える快適空間都市を目指します。



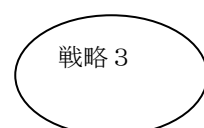
7 都市経営分野

みんなが奏でる世界都市

市民主権と都市の自立の展望に立ち、世界の中でもきりと光る特徴ある都市づくりを進め、豊かで魅力ある地域社会を形成します。このため、市民一人ひとりが本市の構成員であることを自覚し、都市の経営に主体的に関わる、みんなが奏でる世界都市を目指します。この構想を基に、具体的な計画が展開されている。都市経営戦略第5章では7項目の重点戦略を掲げている。

重点戦略

都市の将来像を実現するため、それぞれの重点戦略ごとに「現状と課題」、「基本方針」、「4年間の目標」を掲げ戦術（リーディングプロジェクト）を組み立てます。

- | | |
|--|--|
|  <p>戦略1</p> | <p><u>次代に引き継ぐ“ものづくりDNA”</u>
～創造的な“ものづくり”による地域経済の振興～
リーディングプロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none">1. “ものづくり・創業”のメッカに向けた環境づくり2. 新たな担い手の確保と産地力強化 |
|  <p>戦略2</p> | <p><u>“音楽の都”に向けた挑戦</u>
～文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現～
リーディングプロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none">1. 「音楽のまち」から「音楽の都」へ2. 文化のコラボレーションによる「創造都市」づくり3. 地域に根ざした伝統文化の継承 |
|  <p>戦略3</p> | <p><u>全国に類を見ない多様性のある都市づくり</u>
～クラスター型都市の形成～
リーディングプロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none">1. 拠点の形成と一体的な発展2. 総合交通ネットワークの充実3. 都市の顔としての中心市街地の形成 |

戦略 4

都市の持続的な成長を支える人づくり
～子どもたちがのびのびと幸せに育つ社会の実現～
リーディングプロジェクト
1. 子どもたちが元気で幸せに育つ環境づくり
2. 自らが考え感じ合う地域ネットワークづくり
3. きめ細かな指導による確かな学力の育成
4. 社会の変化に対応できる能力と郷土愛の育成

戦略 5

次世代に継承する天竜川・浜名湖の自然
～自然環境との共生～
リーディングプロジェクト
1. 森林が持つ多面的機能の活用と保全
2. 美しい水辺環境の保全・再生・創出
3. 自然環境の特性と魅力を活かした産業の振興

戦略 6

すべての人が暮らしやすい自立社会づくり
～ユニバーサルデザインの推進～
リーディングプロジェクト
1. ユニバーサルデザインの普及・啓発
2. 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進
3. 安全に暮らせるまちづくりの推進

戦略 7

世界を身近に感じる交流都市づくり
～世界都市の確立～
リーディングプロジェクト
1. 外国人市民との地域共生社会づくり
2. 世界の諸都市との交流・協力そして連携
3. 世界に発信するシティプロモーションの推進

7つの戦略の中から重点戦略3の要約と6の記載内容は次のとおり。

重点戦略3 都市機能が集積する都心と、特色ある生活圏が補完し合い、本市の均衡ある発展と各地域の良さを活かす「クラスター型都市」を形成する。このため、地域の環境や機能に応じて、居住環境の整備や産業文化の振興を進め、機能を高めることにより、各地域に自立した拠点を形成する。また、これらの拠点相互をネットワークで結ぶため、本市の総合交通ネットワークのあり方を示す新たな総合交通計画を策定し、道路や公共交通を充実することにより、市内外の活発な経済活動や市民交流活動を促進する。さらに、中心市街地を、市内外から人・もの・資本・情報が集まり、発信する「ハブ」として位置付ける。そして、浜松都市圏の中核的な役割を担い、商業・業務、学術・文化、情報、娯楽など高次な都市機能が集積する都市の顔として、世界を視野に入れた交流とにぎわいが生まれるまちづくりをすすめる。

リーディングプロジェクト

総合交通ネットワークの充実

道路や鉄道などの総合交通ネットワークの基本的あり方を示すため、環境にも配慮した新しい総合交通計画を策定する。これに基づき、都心、副都心、都市内の活発な経済活動や市民交流活動を促進する。また、市民生活に欠くことのできないバス路線や鉄道を維持するとともに、新交通システム導入についての検討を進め、市民ニーズに対応した公共交通を確立する。

重点戦略6 すべての人が暮らしやすい自立社会づくり～ユニバーサルデザインの推進～を見ると次の課題と方針を掲げている。

現状と課題

急激な少子高齢化や国際化、核家族化の進展とともに、人々の意識や価値観、生活環境は大きく変化し、すべての人が個人として尊重され、互いに個性を認め合い思いやる社会を築くことが求められています。

本市は、平成15年4月に全国に先駆けて「ユニバーサルデザイン条例」を施行し、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進してきた。その結果、市政満足度調査における、ユニバーサルデザインの考えに対する認知度や、生活環境の改善などに関する市民ニーズは高くなったが、心にゆとりを持つ心やさしい市民の育成など、更なる取り組みが求められています。

このため、これまで以上にすべての人が暮らしやすい社会の実現を目指し、思いやりの心を醸成しながら、社会における様々な障壁をなくすことが重要です。

また、悪質・巧妙化する犯罪の増加に対応するため、防犯体制の強化など治安強化に向けた取り組みが求められるとともに、今後予想される東海地震をはじめとする多様な災害に備えた総合的防災力の向上のため、地域住民と一体となって安全・安心な社会の構築に取り組む必要があります。

そして、すべての人が平等に、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができ、ともに支え合う社会づくりや地域づくりが求められます。

基本方針

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、子育てや青少年を取り巻く環境の改善、高齢者とのふれあい、障害者支援、防犯・防災対策、地域の連帯意識の醸成など様々な課題解決に向けて共に考え行動することで、すべての人が暮らしやすい自立社会づくりを目指します。

このため、ユニバーサルデザイン条例やユニバーサルデザイン計画（U・優プラン）に基づき、「思いやりの心」が市民の日常生活に浸透するよう、ユニバーサルデザインの普及・啓発をこれまで以上に進めます。

また、だれもが住み慣れた地域で生きがいをもって自立した生活を送ることができ、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、福祉環境を整備するとともに、地域福祉推進のネットワークを構築します。

さらに、安全に暮らせるまちづくりに向けて、希薄化が進む地域コミュニティの再生と、市民協働による自主的な防災活動や防災組織の機能の強化、地域の防犯体制の整備や防犯活動への支援に取り組み、安全・安心な社会づくりや地域づくりを進めます。

目標値

	指標	現状（H18）	目標(H22)	備考
1	犯罪発生件数	(H17) 11,853 件	11,260 件	市民生活課
2	地震・津波・火災などに対する防災体制の充実《市政満足度》	16.3%	25%	市民アンケート
3	地区社会福祉協議会の設立数	(H17) 29 地区	42 地区	福祉総務課
4	高齢者保健福祉計画の推進（各種サービスの達成度）	72.0%	90%	高齢者福祉課
5	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の推進（各種サービスの達成度）	—%	80%	障害福祉課
6	ユニバーサルデザインによるまちづくり《市政満足度》	8.2%	17%	市民アンケート
7	審議会等への女性の登用率	26.8%	35%	行政経営課

リーディングプロジェクト 1

ユニバーサルデザインの普及・啓発

年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちを築くためには、市民一人ひとりが、ユニバーサルデザインに対する考えを自らの課題としてとらえ、主体的に行動する必要があります。

このため、ユニバーサルデザイン条例やU・優プランに基づき、やさしさや思いやりの心を醸成するとともに、男女共同参画推進条例や男女共同参画計画に基づき、だれもが様々な分野で対等に活躍できる社会を築くことができるよう、普及・啓発活動に取り組みます。

主要事業 ■ユニバーサルデザイン推進事業 ■男女共同参画推進事業

リーディングプロジェクト 2

安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

急激な少子高齢化の進展による市民の複雑・多様化した福祉のニーズに対応するためには、だれもが住み慣れた地域で生きがいをもって自立した生活を送ることができる福祉環境の整備が必要です。

このため、地区社会福祉協議会を設立するなど支援体制の整備に努めるとともに、高齢、障害、発達障害などで支援が必要な場合においても、幅広い市民の参加により相互に支え合うことで安心して暮らせる地域福祉社会の構築に取り組みます。

また、安心して暮らせる福祉サービスの体制の充実に向けて、障害別に展開されていた障害福祉サービスの一元化や、浜松市次世代育成支援行動に基づく、子育てがしやすく、すべての子どもが健やかに育つ環境づくりの整備に一体的に取り組めます。

主要事業 ■子育て家庭支援事業 ■地域福祉推進事業 ■地域生活支援事業

リーディングプロジェクト 3

安全に暮らせるまちづくりの推進

安全に暮らせるまちづくりの推進に向けては、ユニバーサルデザインの推進による生活基盤の整備と、防犯・防災に対する日常の備えが不可欠です。

このため、建築物、道路、空間整備などにおいて、利用しやすい施設、歩きやすいまちづくり、歩行者空間やふれあい

の拠点の整備などを進め、生活基盤が充実したまちづくりを進めます。また、犯罪の起こりにくい地域環境を作り出すことや、多様な災害に対応するために、地域住民を一体となり防犯・防災力の向上に努めます。

主要事業 ■自主防災組織支援事業 ■防災まちづくり推進事業

この総合計画の中で、7つの分野別の都市経営戦略を示している。この7つの項目のうち、道路計画など今年度の監査対象に関する記載は次のような内容である。

今回の監査に関する(3) 安全・安心な道路、河川空間の創出についての記載を見ると、この基本政策として次のように述べられている。

基本政策	政策
(1) 都市の活力向上と快適さを実感できるまちづくり	都市づくりの推進
	開発と保全が調和する土地利用の推進
	総合的な交通体系の確立と交通安全運動の推進
	魅力ある良好な景観の創出と保全
	高次な都市機能を持つ都心の整備
	良好な都市環境に配慮した市街地の形成
(2) 花と緑豊かな快適空間の創造	花と緑豊かな美しいまちづくりの推進
	市民に親しまれる公園緑地の整備
	安全・安心な公園施設の提供
	市民に親しまれる動物園の経営
(3) 安全・安心な道路 河川空間の創出	適正な道路・河川管理の推進
	活発な交流を促進する道路整備の推進
	市街地を快適に結ぶ道路整備の推進
	河川、海岸の保全及び整備の推進
	道路の適正な維持管理の推進
(4) 快適な居住環境の創出と公共建築物の整備	安心して暮らせる居住環境への誘導
	質の高い生活環境の整備と居住セーフネットの構築
	安全で安心して利用できる公共建築物の整備
(5) 安全で安心な水道水の供給と快適な生活環境を保つため 下水道整備	上下水道事業の経営健全化の推進
	上下水道に関する市民サービスの充実
	上下水道料金の適切かつ効率的な賦課・徴収
	水道施設の建設改良事業の推進
	下水道施設の建設改良事業の推進
	浄水施設の適切な管理運営
下水道施設の適切な管理運営	

(3) 安全・安心な道路、河川空間の創出(土木部) . . . 4年間の支出予算額 120,978百万円 . . .

バランスのとれた道路網と水災害に強い河川などを整備するとともに、維持管理面における迅速かつ適切な対応により、安全と安心が実感できる都市を実現します。

目標値

重点戦略	指標	現状(H18)	目標(H22)	備考
1 戦略3	快適に移動しやすい道路網の整備	24.1%	41%	市民アンケート
2 戦略3	鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性 - 市政満足度 (再掲)	28.5%	32%	市民アンケート
3	水害や土砂災害の防止に向けた河川・排水路などの整備	14.1%	25%	市民アンケート
4	占領許認可事務電子化によるサービス向上	40%	100%	土木管理課
5	道路掘削工事削減のための同調化工事件数	50件	80件	土木管理課

政策

① 適切な道路・河川管理の推進(土木管理課)

市民が安全、安心して生活できるよう道路や河川が適正に維持管理され、災害に強い都市を実現します。また、道路工事による渋滞などを解消するため、ライフライン工事の同調化を推進するとともに、移管された国・県道についてバランスのとれた管理体制を構築します。

主要事業 道路管理事業 道路施設管理事業

② 活発な交流を促進する道路整備の推進(道路企画課)

安全で利便性の高い道路ネットワークを構築し、都心と地域の拠点を効果的に結び、快適で暮らしやすいまちづくりを実現します。事業の推進に当たっては、従来の工法・手法にとらわれず新たな工夫や改善を進め、国・県道、

都市計画道路、市民に密着した生活道路を整備します。

主要事業 国県道整備事業 国直轄道路事業

③ 市街地を快適に結ぶ道路整備の推進（道路企画課）

環境道路や放射道路を効果的に整備し、市街地を安全で快適に結ぶ良好な道路交通ネットワークを構築します。

主要事業 道路整備促進事業 市道整備事業

④ 河川、海岸の保全及び整備の推進（河川課）

天竜ダム再編事業（国事業）や海岸侵食対策事業（県事業）の推進に向け、関係機関との連携を図ります。また、県から移譲される二級河川（4河川）と市民に身近な河川の適切な維持・整備を進めます。

主要事業 河川改良事業 河川維持修繕事業

⑤ 道路の適切な維持管理の推進（道路保全課）

幹線道路や身近な生活道路を適正に管理し、歩行者や自動車が快適に通行できる道路空間を確保します。

主要事業 道路維持修繕事業 交通安全施設整備・修繕事業

(4) 快適な居住環境の創出と公共建築物の整備（建築住宅部）

避難所や防災拠点として指定された施設について、耐震改修を優先的に実施し、公共建築物の耐震化率を向上させるとともに、民間建築物の耐震化を推進し、狭い道路の拡充整備など住環境の整備を積極的に進める。また、建替えや改善による高齢者などに配慮した市営住宅の整備を進めるとともに、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進する。

浜松市が作成している各種計画の種類と目的

【教育、文化、スポーツ】	詳細略
【防災、市民生活】	詳細略
【環境】	詳細略
【健康、福祉】	詳細略
【都市生活基盤】	

計画名称	期間	概要	主管課
浜松市都市計画 区域マスタープラン	H19～	人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来の町をどのようにしていきたいかを具体的に定める計画	都市 計画課
浜松市都市計画 基本方針（都市計 画マスタープラン）	H13～ ※H21 改訂	住民に最も近い立場にある市が、創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める計画	都市 計画課
浜松市市街化調 整区域の基本方 針	H16～ ※H23 改訂	市街化調整区域における自然環境・農業環境の保全や、既存の集落などにおけるゆとりのある住環境の提供など、地区の特性と位置付けに応じ、目指すべき土地利用を明確にするとともに、その土地利用を実現するための基本方針	都市 計画課
浜松市都市環境 計画	H7～26	環境負荷の軽減、自然との共生、アメニティ（ゆとりや快適さ）の創出などにより質の高い都市環境の実現を図るため、都市サイドからの環境問題へのアプローチと今後の都市環境形成に向けての目標及び基本方針を示す計画	都市 計画課
国土利用計画 浜松市計画	H2～ ※H22 改訂	国土利用計画法第2条の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することで、安心して暮らせる地域社会の形成を目的とした計画	土地 政策課
浜松市総合 交通計画	H22～31	合併し広大な市域となった浜松市において、全市域を有機的に結ぶ総合的な交通体系を構築するための交通計画	交通 政策課
第8次浜松市 交通安全計画	H18～22	国・県の交通安全計画に基づき、浜松市の区域における陸上交通の安全に関する長期的な施策の大綱及びその他の交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	交通 政策課
浜松市駐車場 整備計画	H17～27	都心部において、駐車需要に適合した駐車台数供給、駐車場配置、整備方針等、浜松市における総合的な駐車場整備に関する基本計画	交通 政策課
浜松市中心市街 地交通管理計画	H18～	コミュニティ道路整備による歩行者交通の優先化、バス優先レーン設置によるバス交通の優先化、一方通行規制による自動車交通の整流化等により、中心市街地における良質な都市交通環境の構築を目指すための計画	交通 政策課
浜松市景観形成 基本計画	H20～	良好な景観を保全・育成・創出するための理念や目標、方針などを示す基本計画	都市 開発課
浜松市緑の基本 計画	H12～ ※H22 改訂	都市緑地法に基づく法定計画で、緑の現状や多様なニーズをふまえ、公共施設の緑や民有地の緑について基本理念や将来像を示し、その実現に向けて取り組むべき施策を示した緑の政策の基本となる総合的な計画	緑政課

計画名称	期間	概要	主管課
浜松市のみちづくり計画	H19～28	政令指定都市移行により、新たに国道及び県道を管理することになり、限られた財源の中で、より効果的・効率的な道路整備を進めるための計画	道路 企画課
浜松住宅マスタープラン	H8～ ※H22改訂	国及び県の住生活基本計画と整合を図り、住環境の整備や市営住宅を含む住宅ストックの活用など住宅政策の基本的な考え方、目標、具体的施策を市内各地区ごと及び全域で策定するプラン	住宅課
浜松市耐震改修促進計画	H18～H27	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県の耐震改修促進計画との整合性を図りつつ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画	建築 行政課
浜松市公共建築物耐震補強推進計画	H19～27	切迫している東海地震対策として、市民に安全で安心な公共建築物を提供するために、平成15年11月に策定した「浜松市公共建築物耐震補強推進計画」を、合併に伴い施設数が増加したことにより見直しを図り、計画的かつ緊急に公共建築物の耐震化を進めるための計画	公共 建築課
浜松市公共建築物エバーサルドesign推進計画	H20～	公共建築物のエバーサルドesignについて、現在の整備状況を把握し、平成16年度に策定した「浜松市公共建築物エバーサルドesign指針」に基づき、施設用途ごとに改修内容や優先順位などを決定し、既存施設のエバーサルドesign化を推進する計画	公共 建築課
浜松市上水道事業基本計画	H18～36	上水道事業区域とその周辺地域も含めた新たな事業区域を設定し、上水道事業が抱えている課題に対する基本方針や、将来像の実現に向けた施策の方向性、具体施策などを示す、地域水道ビジョンとなる計画	水道 工事課
浜松市公共下水道事業基本計画	H19～37	市町村合併により公共下水道区域として11処理区が事業化されているが、将来にわたって効率的な整備が行われるよう公共下水道の整備区域の決定と、処理区の再編や汚泥集約処理などに関する検討方針を設定するための計画	下水道 工事課

【都市経営】

計画名称	期間	概要	主管課
三遠南信地域連携ビジョン	H19～	三遠南信地域の将来像と今後あるべき連携の姿を指し示し、三遠南信地域の一体性を確保し、圏域内外に対して地域のポテンシャルを強くアピールするための指針	企画課
静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画	H17～ ※H21改訂	地方拠点法に基づき、静岡県西部地方拠点都市地域内の6市町村(浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、新居町)が連携して各種事業に取り組み、地域内の幹線道路や各種公共施設等の整備を推進することにより、拠点地域としての都市機能向上を図るための計画	企画課
第4次西遠地区広域市町村圏計画	H13～22	合併前の西遠地区広域市町村圏(3市6町)の総合的かつ一体的な整備を進めるため、各部門の展望、施策の方向性を明らかにした基本方針	企画課
浜松市シティプロモーション戦略	H18～	国内外から認められる「浜松」という都市ブランドを確立し、交流人口、定住人口の拡大を目的とした、都市の振興・発展を図る計画	企画課
浜松市世界都市化ビジョン	H19～22	「技術と文化の世界都市・浜松」を実現するために、日本人市民と外国人市民との共生社会づくりや市民を主役とした国際交流や国際協力、世界に向けた発信などに関する施策の方向性を定めた計画	国際課
浜松市男女共同参画計画	H13～ ※H20改訂	男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業主及び市民団体等が協働して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画	男女共同 参画課
浜松市エバーサルドesign計画	H19～	能力や年齢・国籍・性別等に関係なく誰もが安心・安全で快適に過ごすことができるよう、基本理念を“思いやりの心が結ぶ優しいまち”として定めた計画	エバーサル デザイン課
浜松市情報化計画	H19～23	都市ビジョンの実現を情報通信技術の側面から効率的に推進するための、基本理念や情報化施策の方向性、重点施策などを示した基本計画	情報 政策課
浜松市テレビア計画	H4～	ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを活用して地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を推進するための計画	情報 政策課
浜松市過疎地域自立促進計画	H17～21	平成17年7月1日付けで過疎地域としてみなされる区域の指定を受けた旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町において、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、医療の確保等、各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、魅力あるまちづくりと活力ある市民生活の実現を図る計画	地域自治 振興課

新総合計画（「はままつやらまいか創造プラン」）の策定事業内容について

策定期間 平成 17,18 年度

策定経費 総額 36,124 千円

（平成 17 年度 26,055 千円、平成 18 年度 10,069 千円）

事業項目及び経費内訳

○総合計画関係事務補助賃金	1,965 千円
○策定委員会運営経費	2,655 千円
・委員謝礼	
・郵便料	
・議事録作成委託　ほか	
○ワークショップ運営経費	2,324 千円
・提案書等印刷製本費（浜松市総合計画ワークショップ提案書）	
・会場使用料	
○基礎調査業務Ⅰ委託料	17,189 千円
・データ集編集・作成（浜松市都市力診断カルテ、グラフで見る浜松市）	
・市民インタビュー報告書作成（市民からのまちづくり提言）	
・アンケート調査、分析、報告書作成 （浜松市新総合計画策定に関する市民アンケート調査報告書）	
・委員会・ワークショップ運営補助 ※上記には、ワークショップメンバーの費用弁償（約 2,000 千円）を含む	
○基礎調査業務Ⅱ委託料	5,964 千円
・都市空間戦略策定、報告書作成（浜松市都市空間形成調査報告書）	
○絵画コンクール実施経費	117 千円
○総合計画書製本経費	5,910 千円

【手持ち資料】

浜松市第 1 次総合計画（はままつやらまいか創造プラン）策定に要した経費

単位：千円

主な内訳	H17	H18	
基礎調査業務委託Ⅰ ・データ集編集・作成 ・インタビュー報告書作成 ・アンケート調査 ・委員会・ワークショップ運営補助 ※上記にはワークショップメンバーの費用弁償（約 2,000 千円）を含む	17,189		
基礎調査業務委託Ⅱ ・都市空間戦略策定	5,964		
総合計画関係事務補助	887	1,078	
策定委員会			
委員謝礼	644	1,379	
飲料代	16	33	
郵便料	31	318	
議事録作成		234	
ワークショップ			
議案書印刷経費	661	500	
その他印刷経費およそ	500	500	
会場使用料	163		
絵画コンクール		117	
計画書製本			
レイアウト作成委託		2,993	
計画書印刷委託		2,917	
計	26,055	10,069	36,124

単位：千円

	当初予算	決算
平成 17 年度	29,269	27,769
平成 18 年度	15,102	10,479
計	44,371	38,248

単位：千円

	平成 17 年度				平成 18 年度		
	予算				決算	予算	決算
	当初予算		補正 予算	計			
	総合計画	その他					
07 賃金	1,129			1,129	887	1,141	1,078
01 事務補助	1,129			1,129		1,141	
08 報償費	743			743	707	1,917	1,496
01 謝礼	743			743		1,821	
09 報償金				0		96	
09 旅費	287	67	100	454	233	344	143
02 費用弁償	112			112		200	
03 管内	5			5			
05 管外	170	67	100	337		144	
11 需用費	1,971	1,045		3,016	2,579	7,262	4,220
01 消耗品費	1,568			1,568		1,298	
15 新聞図書費	50	129		179		30	
17 印刷製本費	300	840		1,140		5,853	
27 食・昼食代	53	76		129		81	
12 役務費	31			31	31	436	318
03 郵便料	31			31		436	
13 委託費	17,200		6,000	23,200	23,153	3,830	3,227
14 その他事業	17,200		6,000	23,200		3,830	
14 会場使用料	676	20		696	163	172	0
05 会場使用料	674	20		694		170	
06 タクシー借上	2			2		2	
計	22,037	1,132	6,100	29,269	27,769	15,102	10,479

第3章 浜松市における道路建設に関わる諸計画の内容

3-2 「人にやさしい道づくり」整備指針

「人にやさしい道づくり」整備指針の中の「基本的な考え方」の部分では次のように述べられている。ここでは「人」を主役にした指針を示している。

第1章 基本的な考え方

浜松市の道路は、東名高速・国道1号をはじめとし国道が、8路線100km、県道が35路線215km、に及んでいる。一方、生活道路としての市道は、12,381路線、実延長3,823kmの長きにわたっている。

その昔から、道路は生活に密着したものであった。人が歩き、車を引き…。人々の暮らしを支えてきたのは、道路そのものだったといっても過言ではない。

しかしながら車社会の到来と共に道路づくりは、増大する道路交通需要に対応することに主眼が置かれて来たが、自動車による交通機能を確保することは、道路の果たすべき役割として重要であることに変わりはない。だが、車を運転するのは人であり、また歩いたり、直接的・間接的に道路を使っての生活や、様々な活動を行っているのも人である。「人」こそ道路の主役なのである。

今、人々のニーズは「道」にやさしさ、ゆとり、文化性、美しさといった質的な快適さを求めており、これらは、今後道路が備える基本的な機能のひとつとして位置付けること肝要であり、かつ、地域性豊かで個性的な面にも配慮し、これら4項目を調和させた「道」づくりを目指すものである。

やさしさ

お年寄りや幼児、目の不自由な方や車いす使用者などはもとよりすべての人々が安全で安心かつ、快適で自由に道路施設を利用することが出来ること。

また、歩行者を優先とした、道路情報の提供や休憩所・証明施設等の設置により、人が「出かけやすいまち」を形成することを目指す。

ゆとり

自動車交通に対応すると共に、歩行者、自転車の通行、鉄道等へのアクセス、駐車場等色々な状況に応じた機能を強化し、公益施設、散策や憩い、景観や文化のための多様な空間機能や、開放的社会空間を形成することを目指す。

文化性

市民はもちろん浜松市を訪れる人々に、浜松市の自然環境、社会的状況、歴史、産業や文化、未来構想等独自の知的空間を備えた、魅力あるまちづくりを形成することを目指す。

美しさ

浜松市の地理的環境を活用し自然に優しく、景観上の配慮は勿論、人々に生命の輝きと心の安らぎを与え五感に豊かで魅力あるデザインのまちづくりを形成することを目指す。

第3章 浜松市における道路建設に関わる諸計画の内容

3-3 「浜松市のみちづくり計画」について

「浜松市のみちづくり計画」は58ページにわたるものであるが、37ページ目の「8 道路整備の成果目標」の部分は次のように述べている。「3-2 人にやさしい道づくり整備指針」の内容とはニュアンスを異にしており、車中心の道路ネットワークを整備の眼目としている。

道路整備の成果目標

方針	指標	定義又は説明	現状	目標 (平成23年)		
都市を築く	クラスター型都市を実現する	指標1	地域間を結ぶアクセス時間の合計 区役所から市役所までの6ルート、地域自治センターから区役所までの9ルート、計15ルートのアクセス時間の合計	7時間16分	7時間00分 〔参考値平成28年6時間35分〕	
		指標2	市民アンケート調査による道路状況の満足度 市民アンケート調査において「快適に移動しやすい道路網の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の割合	24%	45%	
	世界・国内との交流を促進する	指標3	東名高速道路、第二東名高速道路、三遠南信自動車道20分以内に利用できる市民 東名高速道路、第二東名高速道路、三遠南信自動車道の最寄のICを20分以内に利用できる市民の割合と人数	62% (51万人)	65% (53万人) 〔参考値平成28年73% (60万人)〕	
	活発な産業と快適な生活を支える	指標4	市民1人当たりの渋滞損失時間 県内の渋滞上位20%区間において、渋滞がない場合の所要時間と実際の所要の差を合計し、市民1人当たりの損失時間に換算（H16データ）	16時/年	14時間/年	渋滞損失時間 渋滞のない状態での自動車の基準的な旅行時間と実際の旅行時間との差分であり、基準旅行時間よりも実際の旅行時間が長ければ、その超過分が「渋滞損失時間」となる。
		指標5	遠州鉄道鉄道の踏切数 遠州鉄道鉄道線（八幡駅～西鹿島駅）の踏切数（歩行者横断用の踏切を含む）	87か所	66か所	
都市をまもる	安全で安心な暮らしを支える	指標6	人口10万当たりの人身事故件数 静岡県警察本部発行の交通年鑑による浜松市の人口10万人当たりの人身事故件数（17データ）	1230件	1160件	
		指標7	高次救急医療施設を10分以内に利用できる市民 重症患者に対応できる高次救急医療施設を10分以内に利用できる市民の人数と割合	41万人 (50%)	45万人 (55%)	
	災害に強い	指標8	緊急輸送道路指定区間における大型車がすれ違いできる道路延長 緊急輸送道路の指定区間の総延長のうち車道5.5m以上の道路延長と改良率	241km (86.0%)	242km (86.3%)	緊急輸送道路 大規模な災害時に避難・救助をはじめ、物資の供給や諸施設の復旧等の広範な応急対策活動を実施するための重要な道路
	ユニバーサルデザイン	指標9	JR浜松駅周辺の特定経路のバリアフリー化率 特定旅客施設である浜松駅周辺の重点整備地区の特定経路の整備率	48%	100%	ユニバーサルデザイン ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能できるようにデザインすること。
指標10		中心市街における無電柱化計画路線の無電柱化率 中心市街における無電柱化計画路線の無電柱化の整備率及び整備延長	84% (27.3km)	88% (28.5km)		
都市をはぐくむ	やらまいか	指標11	道路づくり活動への市民参加延べ人数 市民との協働による道路づくり活動（ワークショップなど）やイベント等（道の日フェスタ、現場見学会、出前講座）に参加した人の年間延べ人数	2500/年	5000人/年	道路愛護制度 市民や地元企業が道路の一定区間の公共空間をボランティアで定期的・継続的に清掃・美化活動を行うもの。一方、行政は、清掃に必要な道具の貸与やボランティア保険への加入などの方法で愛護活動を支援する。
		指標12	道路愛護制度への参加団体数 道路愛護制度により道路の清掃、除草、花、樹木の管理等に関する協定を結んでいる団体数	12団体	40団体	

第3章 浜松市における道路建設に関わる諸計画の内容

3-4 バリアフリー新法について

バリアフリー新法は、従来は建築物と道路に別々の法律で規定されていたユニバーサルデザインの考え方を一つの法律に取り込んだ規定である。これからの浜松市の道づくりにも大きな影響を及ぼすものである。この法律の内容や意義についてバリアフリー新法について〈ユニバーサル社会の実現をめざして〉（国土交通省の広報資料より）から引用を行う。

この法律でこう変わります。

高齢者や障害者など、あらゆる人たちが社会に参加し、自己実現できるために、近年、建築物や交通機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められてきた。しかし、施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められ連続的なバリアフリー化が図られていない、ソフト面での対策が不十分などの課題がありました。

そこで、〈高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律〉が制定されることにより、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されます。また、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化が進められる。

さらに、住民参加などのソフト面での施策の充実も図られる。

この法律の内容とは…

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を総合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が策定された。(平成18年6月21日公布、12月20日施行)

この法律の内容は以下のとおりです。

1) 法律の趣旨

高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。

2) 法律の基本的な仕組み

① 基本方針の策定

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成する。

② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関(駅、バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両、バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

③ 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

ア・市町村による基本構造の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構造」を作成することができる。

イ・基本構造に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

④ 住民などの計画段階からの参加の促進を図るための措置

基本構造を作成する際に高齢者、障害者などの当事者参加を図るために、協議会制度を法律に位置付け、また、高齢者、障害者などから、市町村に対して、基本構造の作成・見直しを提案できる制度を創設した。

⑤ 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

ア・「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者などの当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的、継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を国(地方公共団体)の責務とした。

イ・「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」を国(地方公共団体)や国民の責務とした。

⑥その他(移動等円滑化経路協定)

基本構造で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物などの連続的なバリアフリー環境を安定的に維持するために、その土地所有者などが、全員の合意により、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として締結することができるようにした。なお、協定は市町村長の認可を受けなければならない。これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができる。

基本方針とは…

バリアフリー化を統一的・計画的に推進するために、主務大臣(国家公安委員会・総務大臣・国土交通大臣)が以下の事項からなる基本方針を定めた。

1) バリアフリー化の意義及び目標に関する事項

①バリアフリー化の意義

- ・バリアフリー化を進めることにより、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた、すべての人に利用しやすい施設等の整備も実現できます。
- ・身体障害者のみならず、知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者が法対象
- ・バリアフリー化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見の反映が重要。

②バリアフリー化の目標

バリアフリー化の促進に当たり、次の事項を達成することを目標とする。

		目標年	目標
道路	主要な鉄道駅周辺等の主な道路	平成22年(2010年)	100%

2) 施設設置管理者が講ずべき措置

施設設置管理者は、次の措置を適切に講じて、バリアフリー化を進めることが必要です。

①施設及び車両等の整備

- ・施設において、連続したバリアフリー化された経路を1以上確保すること。また、確保に当たり高齢者、障害者等の移動上の利便性・安全性の確保に配慮すること。
- ・特定建築物などバリアフリー化が義務付けられていない施設についても、積極的なバリアフリー化の取り組みが望ましい。

②適切な情報の提供

- ・視覚情報、聴覚情報により、緊急時を含め情報を分かりやすく適切に提供することが必要。

③職員等関係者に対する適切な教育訓練

- ・乗車・利用拒否の発生を防止し、円滑なコミュニケーションを確保するために、計画的な研修、マニュアルの整備などによる職員教育を一層充実させるよう努めるべき。

3) 基本構想の指針

市町村は、次の事項に基づいて基本構想を定めることが必要。

①重点整備地区におけるバリアフリー化の意義に関する事項

- ・バリアフリー化を速やかに、効果的に進めるためには、重点整備地区を定めることにより事業を重点かつ一体的に推進することが必要。
- ・基本構造の作成に際して、施設設置管理者、高齢者、障害者等関係者の積極的な協力が必要。
- ・可能な限り具体的かつ明確な目標を設置するとともに、都市計画、福祉に関する計画、条例などの調和が必要。

②重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

- ・おおむね400ha(2km四方)未満の地区で、生活関連施設*1のうち旅客施設や特別特定建築物*2がおおむね3年以上存在し、施設相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれる地区。
- ・重点かつ一体的なバリアフリー化を図るための事業を実地する必要がある地区。

《*1 生活関連施設》高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など
 《*2 特定施設建築物》誰もが日常に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障害者などが利用する老人ホームなど

③生活関連施設及び生活関連経路*並びにこれらにおけるバリアフリー化に関する事項

- ・長期的展望を明らかにする観点から、対象施設・経路を必要な範囲で幅広く記載すること。

《*生活関連経路》生活関連施設相互間の経路

④生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設*についてバリアフリー化のために実地すべき特定事業その他の事業に関する基本的事項

- ・事業の着手予定時期、実地予定期間をできる限り明確に記載すること。

《*一般交通用施設》道路、駅前広場、通路その他の一般交通に関する施設

4) その他バリアフリー化の促進に関する事項

- ・国は、スパイラルアップと心のバリアフリーに関して責務があります。
- ・地方公共団体は、国の責務に加えて、地域特性に合わせて建築物のバリアフリー化基準の強化に努めることが必要。
- ・国民は、バリアフリー化の促進に関する理解・協力の責務があり、視覚障害者誘導用ブロック、車いす使用者用駐車施設の駐車などに関して適切な利用の確保に協力することが重要。

バリアフリー化の義務付けの内容は…

建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園を新設などする場合、それぞれバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課されます。その義務付け対象と主な基準は次のとおりです。

①道路

- ・道路管理者は、その管理する道路を道路に関するバリアフリー化基準(道路移動等円滑化基準*)に適合するよう努めなければならない。
- ・生活関連施設間の道路のうち、高齢者、障害者が通常徒歩で利用する道路を国土交通大臣が指定し、特定道路とします。
 - 道路管理者が特定道路の新設・改築を行う際には、道路移動等円滑化基準への適合が義務付けられます。
 - 特定道路の新設・改築後、当該基準を維持するように管理することが道路管理者に義務付けられ、また当該道路には道路占用の許可基準の上乗せ措置（新設・改築後の歩道幅員を確保するための措置）も講じられます。なお、重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路については、これまでと同様に、重点的に道路特定事業を実地していくこととします。

《*道路移動等円滑化基準》幅の広い歩道の設置、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、案内標識の設置、エレベーターの設置、バスに乗りやすい歩道の高さの確保、ベンチなどの休憩施設の設置などについて定めた基準

②都市公園

都市公園において特定公園施設*1の新設・増築・改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準(都市公園移動等円滑化基準*2)に適合させなければなりません。また、概設の特定公園施設に対しても、基準に適合するよう努めなければならない。

《*1 特定公園施設》都市公園の出入り口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識

《* 2 都市公園移動等円滑化基準》園路・広場の出入り口、道路・階段・傾斜路に関する幅・勾配・主要な公園への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置などについて定めた基準

第3章 浜松市における道路建設に関わる諸計画の内容

3-5 浜松市環境方針について

浜松市は平成17年7月1日の12市町村合併に際して、環境方針を宣言した。環境方針と道路の監査とは無関係のように見えるが、自動車通行の場となる道路と二酸化炭素排出とは切り離せない関係にある。浜松市は渋滞のない道路ネットワークの建設に力点を置いた計画が目立っている。渋滞の解消は環境の改善への切札とも言える。しかし、もっと根本的には公共交通や自転車への移行が環境方針に沿う考え方である。

浜松市環境方針

1. 基本理念

浜松市は、天竜川や浜名湖をはじめ、遠州灘、北部の山々など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、進取の気性のもと、先人たちのたゆまぬ努力により、静岡県西部地域の中核都市として発展してきました。

本市は、市のビジョン「技術と文化の世界都市・浜松」の実現に向けて、豊かで美しい自然環境と、市民主体の活発な経済・文化・社会活動が共生する都市「環境と共生するクラスター型政令指定都市」を目指します。

そのために、浜松市環境基本計画を策定し、これを実行する手段として、環境マネジメントシステムを導入し継続的に改善します。

これにより、持続的発展が可能な社会を目指し、環境保全活動はもとより、環境汚染の予防並びに環境法規制や約束した事項を守ることを、地域社会の中で率先して推進します。

また、事務・事業活動の計画及び予算化から執行に到る全ての段階において、環境への影響を把握し、著しく影響を与えるものを優先的に管理することにより、環境を配慮した市民への行政サービス向上に努めます。

2. 行動指針

(1) 地球環境の保全と環境負荷の低減

二酸化炭素等の地球温暖化ガスの排出抑制、フロンガス放出によるオゾン層破壊の抑制、化石燃料使用の抑制、自然エネルギーの利用促進、有害物質の発生・排出抑制に努めます。

(2) 資源循環型社会構築への貢献

省資源と物の再利用、廃棄物の削減と適正処理・リサイクル化、グリーン購入・調達の推進に努めます。

(3) 地域の自然環境・都市環境の保全と創造

生活にうらおいと安らぎを与えてくれる音・かおり・光を資源として保全し、快適な生活環境を創造していくとともに、川や湖の浄化、森林や里山の保全、希少動植物の保護、公園緑地の増加等に努めます。

(4) 環境教育・環境学習の推進

環境教育推進による職員の環境意識向上、子供から大人までの市民を対象にした環境学習等の実施に努めます。

(5) コミュニケーションの推進

環境問題に関する情報を積極的に収集し、速やかに公表します。

第4章 ユニバーサルデザイン計画と実施状況

4-1 浜松市ユニバーサルデザイン条例について

今回の監査では、道路に関して付帯施設も対象とした。道路建設に伴う安全施設などの設置はユニバーサルデザインの考え方に大きく依存しているため、第4章では「ユニバーサルデザイン計画と実施状況」として、浜松市のユニバーサルデザインへの取り組みを調べる。浜松市は平成14年にユニバーサルデザイン条例を制定した。条例の内容を掲げる。

附則

すべての人が個人として尊重され、安心、安全で快適な暮らしができることは、私たち浜松市民の願いです。こうした社会を実現するためには、社会における様々な障壁(バリア)をなくすとともに、すべての人が差別されることなく、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、人づくりや環境づくりを進めていく必要があります。

私たちは、一人ひとりが思いやりの心をもって主体的に行動するとともに、市民、事業者及び市が協働して、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することにより、思いやりの心が結ぶ優しいまちを実現し、これを世界へ広め、後世に引き継いでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

第1条(目的) この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会を築くことを目的とする。

第2条(定義) この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかうとする考え方をいう。

第3条(基本理念) ユニバーサルデザインによるまちづくりは、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民、事業者及び市が協働して、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を図ることを基本理念として推進されなければならない。

第4条(市民の役割) 市民は、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を発揮し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安心、安全で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。

3 市民は、事業者及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第5条(事業者の役割) 事業者は、地域社会を支える一員として、ユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めるものとする。

3 事業者は、市民及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条(市の役割) 市は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを、市民及び事業者との協働により推進するものとする。

3 市は、施策の推進に当たって必要な予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 ユニバーサルデザインの推進に関する施策等

第7条(計画の策定) 市長は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更するに当たっては、広く市民及び浜松市ユニバーサルデザイン審議会の意見を聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第8条(庁内体制) 市長は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。

第9条(学術機関等との協力) 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関し、大学、研究所等の機関と協力して、調査、研究及び情報収集を行うものとする。

第10条(国、県及び他の市町村との連携等) 市は、国、県及び他の市町村と連携し、及び協力して、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むものとする。

第11条(広報及び情報提供) 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関し、市民及び事業者の理解を深めるよう広報に努めるとともに、必要な情報を提供するものとする。

第3章 ユニバーサルデザインに配慮した教育の推進

第12条(学校教育における取組) 学校等の場において行われる教育(以下「学校教育」という。)に携わる者は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには教育が重要であることを認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、ユニバーサルデザインに配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、学校教育において、すべての人が互いに交流し合える機会を提供するものとする。

第13条(社会教育における取組) 家庭及び職場その他社会において行われる教育(以下「社会教育」という。)に携わる者は、すべての人が生涯にわたりお互いの立場を理解し、思いやりの心を育むため、ユニバーサルデザインに配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、社会教育において、すべての人が互いに交流し合える機会を提供するものとする。

第14条(人材育成及び派遣) 市は、市民及び事業者と連携し、ユニバーサルデザインに関する専門的な知識又は技能を有する者(次項において「有識者等」という。)を育成するものとする。

2 市は、ユニバーサルデザインを推進する活動を行う者に対し、有識者等を派遣するものとする。

第4章 すべての人が暮らしやすい生活環境の整備

第15条(公共施設等の整備) 市は、市が設置し、又は管理する建物、道路、公園等の公共施設及びこれらに附帯する工作物(以下「公共施設等」という。)の新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更(施設の用途を変更して公共施設等とする場合を含む。)をいう。次項において同じ。)をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づき整備するものとする。

2 市は、公共施設等の新築等をしようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインの観点から利用者等の意見を聴くものとする。

第16条(公共交通事業者等の努力) 一般の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者(以下「公共交通事業者等」という。)は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、すべての人が安心、安全かつ円滑に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。

2 公共交通事業者等は、ユニバーサルデザインに基づき公共車両等の整備に努めるものとする。

第17条(施設の設置等をする者の努力) 施設を設置し、又は管理する者(前2条に規定するものを除く。)が新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更をいう。)をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。

2 商品の製造等(製造、加工及び設計をいう。)をする者は、当該商品について、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく製造等に努めるものとする。

3 サービスを提供する者は、当該サービスについて、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく提供に努めるものとする。

第5章 ユニバーサルデザイン審議会

第18条(設置) 市は、ユニバーサルデザインの推進に関する事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第19条(組織) 審議会は、委員16人以内で組織する。

第19条2項から第22条省略

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

第4章 ユニバーサルデザイン計画と実施状況

4-2 ユニバーサルデザイン計画の内容について

浜松市はユニバーサルデザイン推進計画（U・優プラン）を作成している。内容は次のようになっている。平成14年3月に基本計画と第1期推進計画が策定され、平成14年4月から実施に移された。第1期推進計画は5カ年計画であり、平成18年3月までが期限であった。平成19年4月からは第2期（平成19年度から23年度まで）の浜松市ユニバーサルデザイン推進計画が策定され、実施に移された。

平成14年の計画策定時、ユニバーサルデザイン計画を策定するに到った背景として二つの点を上げている（基本計画書より）。

- ① 一つに浜松市人口の高齢化の進行…平成22年には高齢化率は20%に達すると予想され、市民の5人に1人が高齢者になる。
- ② 二つには外国人労働者の増加…浜松市は自動車産業に支えられている。南米や東南アジア労働者などの流入によって、平成13年3月末時点で総人口の約3%、総世帯数の4%以上を外国人が構成している。

平成19年の計画策定に当たっての背景は次の通りである（第2期推進計画より）。

- ① 合併による市域の拡大…平成17年7月の12市町村合併によって、人口約81万人、面積1,511平方kmとなったこと
- ② 市民参加・協働のまちづくりへの期待…ユニバーサルデザインによるまちづくりは行政のみの取り組みでは実現できない。
- ③ 少子高齢化の進展、外国人市民の増加…浜松市の一人の女性が一生の間に生む子供の数は1.39人、全国平均の1.29人よりも高いとはいえ、年々減少の一途をたどっている。また、65歳以上の高齢者の比率は20%に達している。外国人の市民の登録者の平成18年3月末現在で、3万人を超えて人口の3.8%を占め、世帯数でも5.2%に達する。こうした人口構造の変化の中で、誰もが個人として尊重され、快適な暮らしができる社会の実現が期待されている。
- ④ 安全・安心な街づくりへの期待…災害時の高齢者や障害のある人の避難に関する対応、子どもたちなどの防犯対策、交通事故防止への取り組みの充実

こうした背景のもと、重点取り組みとして次の項目を上げている。

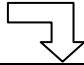
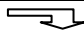
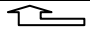

<事業の充実を進めるもの>

- ① ユニバーサルデザインに配慮した教育の推進
- ② ユニバーサルデザインの取り組みに対する地域格差の解消
- ③ 市民参加・協働のまちづくりの推進

<新たな視点で事業を進めるもの>

- ④ 外国人市民との共生の推進
- ⑤ 防災・防犯や交通事故などによる安全・安心な地域づくりの推進

ユニバーサルデザイン推進計画の体系として次の表が掲げられている。

基本理念	
■ UDの理念 すべての人が暮らしやすい「自立社会」づくりに向けて、現在あるものだけでなくこれから創り出すあらゆるものやサービスを「すべての人が利用できるように配慮する心を持ち、暮らしの中で実践していくこと」です。 ▼	■ UDの範囲 ・心、意識、教育 ・情報、イベント ・制度、慣習 ・交通機関 ・まち ・建築物、工作物 ・製品 など、まちの中のハード&ソフトのあらゆるもの ▼
★住民が互いの個性を理解し共生しあうことができる社会作り	
★地域で支えあうことができる社会づくり	
基本理念 思いやりの心が結ぶ優しいまち	
	★公共空間がもっと人の出会いの場となるように
	★利用者本位の施設づくり
	★高齢者や障害者の視点に立ったものづくり・暮らしを豊かに
▲ UDの対象者 年齢、性別、身体能力、居住地・国籍等に関係なく、すべての市民や通勤通学者、観光客、ホームページに接続する人をも対象としています。 ・市民 ・従業者 ・在留者 ・旅行者等	▲ UDの原則 ・公平 ・自由性や柔軟性がある ・単純 ・わかりやすい ・安全 ・楽に使える ・スペースの確保

基本目標・基本方針	基本施策	推進事業（前期実施開始予定分）
(3) 歩きたくなる安心・安全なまちづくり		
① みんながまちを歩きたくなる空間を！	①安全で快適な歩道（自転車道）の整備 ②ちょっとあると便利な休憩所、たれもが使えるトイレの整備	・歩きやすいまちづくり計画の推進 ・人にやさしい道づくり整備計画策定 ・同整備計画に基づく道路空間整備 ・休憩施設の整備 ・UDトイレの充実
③ みんなが利用したくなる公共交通機関を！	①スムーズに利用できる駅と駅周辺整備 ②快適に利用できるバス停の整備 ③生活に便利なバス・タクシー等の充実	・利用者実態調査の実施 ・交通バリアフリー法に基づく事業の推進 ・バス停のUD化 ・オムニバスタウン計画の推進 ・車いす対応タクシーの導入
④ 迷わない案内・サインを！	①わかりやすい案内・サインの整備 ②安心して歩ける誘導システムの整備	・案内板のUD化 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行者のITSの研究

第2期計画（平成19年4月1日～平成23年3月31日）

基本目標	基本方針	基本施策	推進事業
(1) 心やさしい人づくり	①市民の心にUDを！	(ア)UDに関する情報の提供	
		(イ)学校教育におけるUDの推進	
		(ロ)社会・地域・家庭教育におけるUDの促進	
		(ハ)外国人市民との共生	
	②地域の中でUDを進める人材を！	(ニ)UDを推進する市職員の育成	
		(ホ)UDを推進する市民リーダーの育成 (ヘ)民間事業者に対する施設・サービスのUD化の促進	
(2) 市民が自立できる社会づくり	①浜松らしい市民参加の仕組みを！	(ア)「心のUD運動」の推進	
		(イ)自立を支援する教育・訓練・就業機会の充実	
		(ロ)会議等への市民参加の推進	
	②みんなで情報を共有できる環境を！	(ニ)情報のUD化の推進	
		(イ)行政窓口サービスの向上	
	③みんなが参加したくなるイベントを！	(ロ)各種イベントへの市民参画の推進 (イ)各種イベントへのUDの導入	
(3) 安全・安心なまちづくり	①歩きたくなる空間を！	(ア)安全で快適な歩道（自転車道）の整備	★(1)道路のUD指針の策定 (1)地下道等のUD改修
		(イ)歩行者が優先の道づくり（地下道の改善） (ロ)ちょっとあると便利な休憩所、だれもが使えるトイレの整備	
		②みんなが利用したくなる公共交通機関を！	(ア)生活に便利なバス・タクシー等の充実
	(イ)スムーズに利用できる駅と駅周辺整備		(1)高架駅舎整備こともなうエレベーター等の設置
	③迷わない案内・サインを！	(ア)わかりやすい案内サインの整備	★(1)わかりやすい案内サイン等の整備 (2)市街地歩道への誘導ブロックを活用した方向案内の設置
		(イ)安心して歩ける誘導システムの整備	
	④安心して暮らせる地域を！	(ア)防災・防犯の考え方による安全な地域づくり	★(1)公共建築物における耐震化の推進 ★(2)住宅における耐震化の推進 ★(3)災害時において地域で助け合うシステムの構築 ★(4)地域の防犯活動に対する支援 ★(5)小・中学校等の避難地への誘導サインの設置 ★(6)交通事故防止対策
	(4) 利用したくなる施設づくり	①利用しやすい施設を！	(ア)気軽に利用できる市役所等の整備
(イ)民間公益施設等のUD化の促進			
②楽しく利用できる施設を！（公園・ボート・観光施設等）		(ア)みんなが楽しめる公園・ボート・観光施設等の整備	
		(イ)連続性のある商店街の整備	
③快適な職場・居心地のよい住宅を！	(ア)障がいのある方等の雇用促進に向けた職場環境創出の促進		
	(イ)いつまでも快適に暮らせる住宅の整備促進		
(5) 使ってみたくなるものづくり	①浜松から世界に広がるUDの製品を！	(ア)生活を便利にする身近な製品のUD化	
		(イ)地場産業の活用	

★：事業の充実や新たな視点で展開を図るもの

第4章 ユニバーサルデザイン計画と実施状況

4-3 第34回 市民アンケート調査報告書（平成19年6月実施）より

第34回市民アンケート調査報告書（平成19年6月実施）から、ユニバーサルデザインについての調査結果を検討する。結論としては、ユニバーサルデザインで取り組むべきこととして、「思いやりの心を育てる教育の充実」と「安全で快適な歩道や自転車道の整備」を挙げた人がともに43%で最も高くなっている。また、ユニバーサルデザインという言葉について、認知度は上昇はしているが、依然として4人に1人は言葉自体を知らないという結果になっている。

1 調査目的

本調査は、昭和45年度から始まり、48年度、50年度と行った後、52年度以降は毎年実施し、本年度で34回目になる。社会情勢の変化に伴う市民の生活意識や市政に対する関心やニーズなどを把握するため、毎年各部署から提出された希望調査項目を精査した後、調査項目を決定し、属性などにより集計した調査結果を詳細に分析し、今後の施策の方向性や事業展開など行政のさまざまな施策の基礎資料として活用しているものである。

2 調査事項

- 身近な市民サービスについて
- 市民のマナーについて
- 生涯学習について
- 家庭の情報化について
- 住宅用火災警報器について
- 市政の満足度評価について
- 市政に対する意見・提言について（自由意見）
- 図書館について
- 区協議会・地域協議会について
- 音・かおり・光環境創造条例について
- ユニバーサルデザインについて
- 子育て支援について
- 市政への要望について

3 調査実施概要

- (1) 調査地域 浜松市全域
- (2) 調査対象 満20歳以上の男女3,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 質問紙郵送法
- (5) 調査機関 株式会社浜名湖国際頭脳センター

4 回収状況

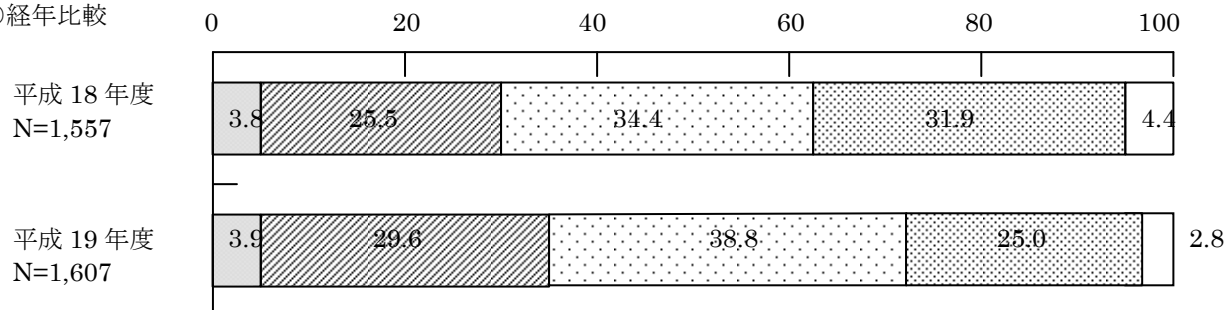
発送数	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,607件	53.6%

ユニバーサルデザインについて

(1) 「ユニバーサルデザイン」の認知度

問22 市では、ユニバーサルデザインの考え方を市政に取り入れています。ユニバーサルデザインとは、身体能力づくりなどを行っていこうとする考え方です。あなたは、ご存知でしたか。（1つだけ○をつけてください）

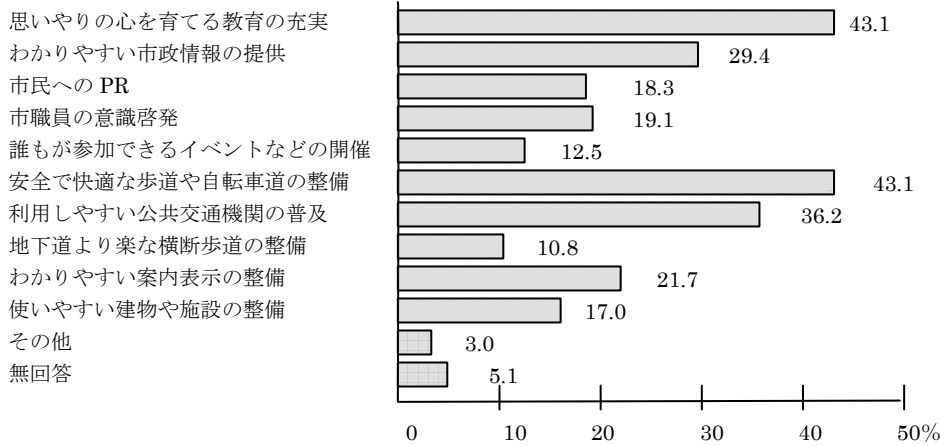
○経年比較



詳しく知っている
 知っている
 言葉だけは聞いたことがある
 全く知らない
 無回答

(3) ユニバーサルデザインで取り組むべきこと

問24 あなたは、ユニバーサルデザインのまちづくりのために、どのようなことから取り組むべきだと思いますか。(あてはまるのも3つまで○をつけてください) N=1,607



全体では、「思いやりの心を育てる教育の充実」および「安全で快適な歩道や自転車道の整備」が43.1%と最も多い。次いで「利用しやすい公共交通機関の普及」が36.2%、「わかりやすい市政情報の提供」が29.4%、「わかりやすい案内板の整備」が21.7%となっている。

年代別でみると、「思いやりの心を育てる教育の充実」では、年代が高いほど割合が高くなる。一方、「安全で快適な歩道や自転車道の整備」では、50歳代以上では4割以下の回答であるのに対し、40歳代以下では4割以上となっている。

年代が高い人はソフト面を望み、年代が低い人はハード面を望むというように、年代による「ユニバーサルデザイン」への要望に違いがみられた。

○年代別

